

三次市乳用牛改良増進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、生産性の高い酪農経営を確立するため、優秀な乳用牛の導入、保留及びゲノム検査に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住する個人又は市内に事業所が所在する法人であって、市内で酪農を営む者（これから営もうとする者を含む。）であること。
- (2) 個人経営者にあつては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (3) 法人にあつては、三次市乳用牛改良増進事業の実施前において肉用牛及び乳用牛の経産牛飼養頭数が300頭以内であり、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。
- (4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき、家畜排せつ物の管理が遵守されていること。

(補助対象事業、補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとし、一の事業者等につき1会計年度で200万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、三次市乳用牛改良増進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付等)

第5条 市長は、前条の申請内容を審査のうえ、適当と認めるときは、申請者に

対して三次市乳用牛改良増進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 補助金の交付は、前項の通知後に申請者から提出される三次市乳用牛改良増進事業補助金交付請求書（様式第3号）により交付するものとする。

（補助金の交付要件及び遵守事項）

第6条 補助金の交付要件及び遵守事項は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市乳用牛改良増進事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（告示失効後の経過措置）

3 第7条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和6年3月27日告示第99号）

この告示は、令和6年3月30日から施行する。

別表（第3条，第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費及び補助金額	補助要件及び遵守事項
優秀乳用牛導入事業（以下「導入事業」という。）	優秀乳用牛の購入経費について，1頭当たり10万円以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島県酪農業協同組合の事業を通じて導入した搾乳の用に供する乳用牛であること。 2 未経産牛で妊娠が確実であること。 3 対象牛は，家畜共済保険等に参加し，適正な管理下にある牛であること。 4 この事業終了後，3年間飼養を継続すること。
優秀乳用牛検査事業（以下「検査事業」という。）	優秀乳用牛のゲノム検査費用について，1頭当たり5千円以内	搾乳の用に供する乳用牛であること。
優秀乳用牛保留事業（以下「保留事業」という。）	優秀乳用牛の自家保留に係る経費について，1頭当たり3万円以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 自家保留牛の月齢は，12箇月未満であること。 2 検査事業を実施した牛であること。 3 未経産牛で，妊娠が確実であること。 4 対象牛は，家畜共済保険等に参加し，適正な管理下にある牛であること。 5 この事業終了後，3年間飼養を継続すること。